

## 改正後の非課税通勤費

区分		課税されない金額	
		改正後 (H26.4.1以後適用)	改正前
交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同左
自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円	24,500円
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円	
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円	20,900円
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円	16,100円
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円	11,300円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円	6,500円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円	4,100円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	全額課税	同左
交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同左
交通機関又は有料道路		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同左

## 改正後の非課税通勤費